

村井宮城県知事は水道民営化、コンセッション方式の導入に意欲を示していますが、災害等の対応は？老朽化した施設設備のメンテナンスは？水道に関する技術の継承は？など様々な懸念があります。そもそも、なぜ宮城で水道民営化が行われることになったのでしょうか。この間の国会の議論などを聞き、安心して安全な『水』を子どもたちに残すため、私たちと一緒に考えてみませんか。

「イチ」から知りたい、水道民営化法

みやぎ型管理運営方式ってなに？

水質はどうなるの？

ちよつと待って！

災害のときは大丈夫なの？

緊急開催！

みずほ塾 in 仙台×水道

宮城自治労会館6階：〒980-0802 仙台市青葉区二日町7-23

2019.11.17(sun) 14:30開会 入場無料

対談

福島みずほさん × 高野恵美子さん

(参議院議員)

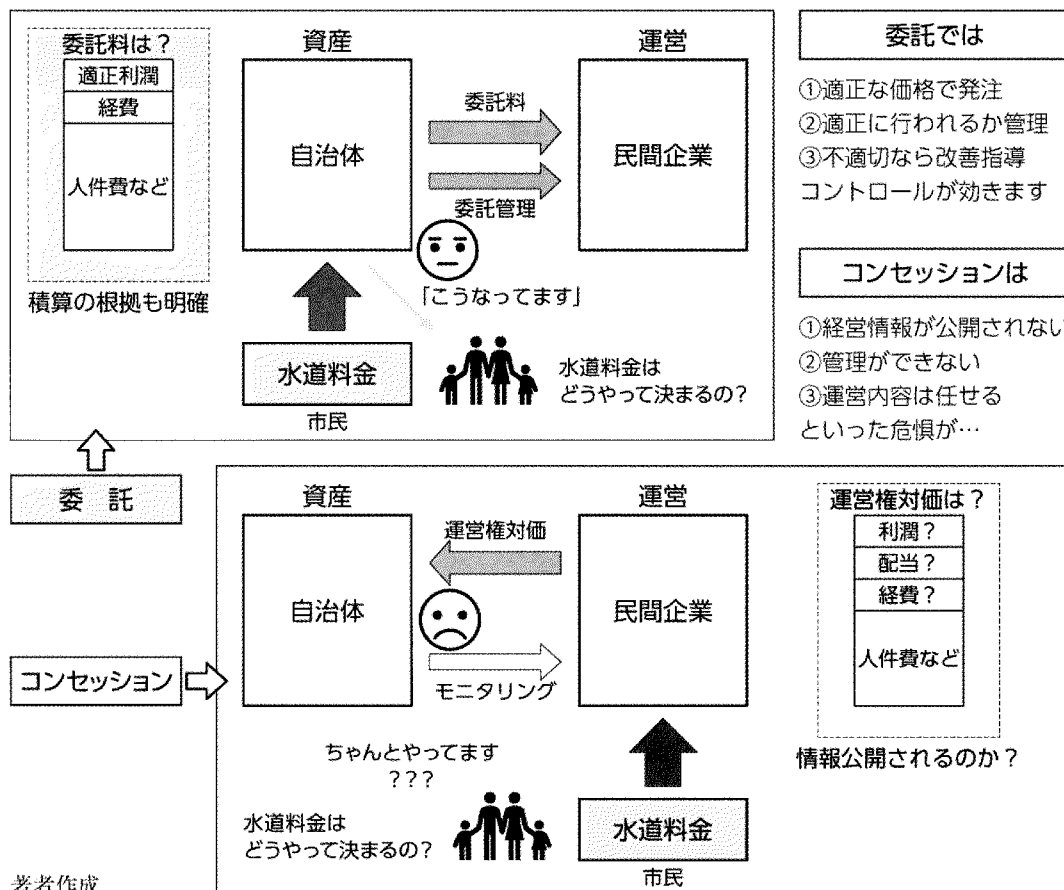
(あいコープみやぎ副理事長)

大丈夫なの？みやぎ型管理運営方式

日本の水道は人口減に伴う料金収入の減少、水道管などインフラ老朽化、職員減少など多くの課題を抱えています。日本政府はPFI法や水道法改正など、公共事業の民間委託を進めてきました。宮城県はそれに名乗りを上げ、企業に運営権を売却する「コンセッション方式」の導入を11月県議会で決めようとしています。委託のなかでもコンセッション方式は、自治体からの管理が薄まり、『ほぼ民営化』だと言える手法です。

水の民営化は料金値上げや水質悪化、地域経済への影響、職員のさらなる減少、情報開示がされない、災害時の対応が遅れる等、多くの課題が出されています。

世界を見ると、2000年以降はパリ市やベルリン市、ジャカルタ市など多くの自治体で再公営化がされています。水は公共財であり、民間の儲けの具にはならないのです。



図：従来の委託と、コンセッションの違い

憲法 25条は生存権の保障、公共衛生の向上、増進をうたっています。水がなければ、私たちは生きていくことはできません。水は人権、公共の財産です。現在の行政サービスは安いこと、便利なことが求められ、安心や安全が後回しになっています。今一度、税金の使われかたを含めて、私たち自身の問題として一緒に考えてみませんか。

日本国憲法第25条

- 第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。